毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目　次

福島県人事委員会
○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則　一
○職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則　三
○市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則　五
○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則　六
○市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則　八

福島県人事委員会

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県人事委員会
委員長　今　野　順　夫

福島県人事委員会規則第四十一号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第七条の四第五項中「職員の子」の下に「（同項において子に含まれるとされる者を含む。以下この項、次条第一項第二号、第十三条及び別表第二において同じ。）」を加え、「（昭和二十二年法律第百六十四号）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項中「要介護者」の下に「（以下「要介護者」という。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第八条の四第一項のその他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第二項に規定する養育里親である職員（児童の親その他の児童福祉法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第六条の四第一項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第二十七条第一項第三号の規定により委託されている当該児童とする。

第七条の四に次の二項を加える。

7　条例第八条の四第二項のその他人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

一　父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子、祖父母、孫及び兄弟姉妹

二　職員と生計を一にする次に掲げる者

ア　三親等内の親族（配偶者、父母、子、配偶者の父母及び前号に掲げるものを除く。）

イ　配偶者の父母の配偶者

8　条例第八条の四第二項の人事委員会規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

第七条の六第五項中「同条第三項」を「同条第二項及び第三項」に改める。

第九条の四第一項第一号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。）」に改める。

第九条の五中「であって、」を「であって」に改める。

第十三条第十号中「条例第十五条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者」に改める。

第十四条を次のように改める。

（介護休暇）

第十四条　条例第十五条第一項の規定による職員の申出は、同項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

2　任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合は、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第五項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

3　職員は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。

4　任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第二項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5　第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、申出の期間又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係

る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

6　指定期間の通算は、暦に従って計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二　介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。

2　一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第十四条の三　介護時間の単位は、三十分とする。

2　介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

3　条例第十五条の二第三項の規定による給与の減額に当たり、その勤務しない全時間につき一時間未満の端数が生じた場合の単位は、三十分とする。

第十六条に次のただし書を加える。

ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると認められる場合は、この限りでない。

第十七条を次のように改める。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第十七条　任命権者は、介護休暇又は介護時間の請求について、条例第十五条第一項又は第十五条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

第二十条の見出し中「介護休暇」の下に「及び介護時間」を加え、同条第一項中「介護休暇」の下に「又は介護時間」を加え、同条第二項中「前項の」の下に「介護休暇の承認を受けようとする」を加え、「条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「一回の指定期間」に改め、「期間」の下に「（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事委員会が定める場合には、人事委員会が定める期間）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

（改正条例附則第二項の規定による指定期間の指定）

第二条　職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年福島県条例第八十七号。以下「改正条例」という。）附則第二項に規定する職員の申出は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号。以下「条例」という。）第十五条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の末日とすることを希望する日を明らかにして、任命権者に対し行わなければならない。

2　任命権者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合は、改正条例附則第二項に規定する初日（以下「初日」という。）から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

3　改正条例附則第二項に規定する職員（以下「職員」という。）は、第一項の申出に基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を短縮して申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、任命権者に対し申し出なければならない。

4　任命権者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5　第二項又は前項の規定にかかわらず、任命権者は、それぞれ、平成二十九年一月一日から第一項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第三項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第十七条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が同条ただし書の規定により介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

（準備行為）

第三条　前条第一項の指定期間の指定の申出は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

（給与条例附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する条例の読替え）

第四条　職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号）附則第七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する条例第十五条の二第三項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは、「得た額から、給料月額及びこれに対

する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の〇・九を乗じて得た額（給与条例附則第七項第一号に規定する最低号給に達しない場合にあっては、同号に規定する給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額）とする。

（総務審査課）

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県人事委員会
委員長　今　野　順　夫

福島県人事委員会規則第四十二号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十四条の次に次の一条を加える。

第十四条の二　条例第八条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が十級であるもの

二　医療職給料表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

第十五条の次に次の一条を加える。

第十五条の二　条例第八条第三項の人事委員会規則で定める職員は、公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるものとする。

第二十一条の五第一項の表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「二、四〇〇円」を「二、二〇〇円」に改め、同表四キロメートル以上六キロメートル未満の項中「三、六〇〇円」を「三、三〇〇円」に改め、同表六キロメートル以上八キロメートル未満の項中「四、七〇〇円」を「四、五〇〇円」に、「二、四〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表八キロメートル以上十キロメートル未満の項中「五、九〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「三、〇〇〇円」を「二、八〇〇円」に改め、同表十キロメートル以上十二キロメートル未満の項中「七、一〇〇円」を「六、七〇〇円」に、「三、六〇〇円」を「三、四〇〇円」に改め、同表十二キロメートル以上十四キロメートル未満の項中「八、三〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「四、二〇〇円」を「三、九〇〇円」に改め、同表十四キロメートル以上十六キロメートル未満の項中「九、五〇〇円」を「八、九〇〇円」に、「四、八〇〇円」を「四、五〇〇円」に改め、同表十六キロメートル以上十八キロメートル未満の項中「一〇、七〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、一〇〇円」に改め、同表十八キロメートル以上二十キロメートル未満の項中「一一、九〇〇円」を「一一、二〇〇円」に、「六、〇〇〇円」を「五、六〇〇円」に改め、同表二十キロメートル以上二十二キロメートル未満の項中「一三、一〇〇円」を「一二、三〇〇円」に、「六、六〇〇円」を「六、二〇〇円」に改め、同表二十二キロメートル以上二十四キロメートル未満の項中「一四、三〇〇円」を「一三、四〇〇円」に、「七、二〇〇円」を「六、七〇〇円」に改め、同表二十四キロメートル以上二十六キロメートル未満の項中「一五、五〇〇円」を「一四、五〇〇円」に、「七、八〇〇円」を「七、三〇〇円」に改め、同表二十六キロメートル以上二十八キロメートル未満の項中「一六、六〇〇円」を「一五、六〇〇円」に、「八、三〇〇円」を「七、八〇〇円」に改め、同表二十八キロメートル以上三十キロメートル未満の項中「一七、八〇〇円」を「一六、八〇〇円」に、「八、九〇〇円」を「八、四〇〇円」に改め、同表三十キロメートル以上三十二キロメートル未満の項中「一九、〇〇〇円」を「一七、九〇〇円」に、「九、五〇〇円」を「九、〇〇〇円」に改め、同表三十二キロメートル以上三十四キロメートル未満の項中「二〇、二〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に、「一〇、一〇〇円」を「九、五〇〇円」に改め、同表三十四キロメートル以上三十六キロメートル未満の項中「二一、四〇〇円」を「二〇、一〇〇円」に、「一〇、七〇〇円」を「一〇、一〇〇円」に改め、同表三十六キロメートル以上三十八キロメートル未満の項中「二二、六〇〇円」を「二一、二〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一〇、六〇〇円」に改め、同表三十八キロメートル以上四十キロメートル未満の項中「二三、八〇〇円」を「二二、四〇〇円」に、「一一、九〇〇円」を「一一、二〇〇円」に改め、同表四十キロメートル以上四十五キロメートル未満の項中「二六、四〇〇円」を「二四、八〇〇円」に、「一三、二〇〇円」を「一二、四〇〇円」に改め、同表四十五キロメートル以上五十キロメートル未満の項中「二九、〇〇〇円」を「二七、二〇〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一三、六〇〇円」に改め、同表五十キロメートル以上五十五キロメートル未満の項中「三一、五〇〇円」を「二九、五〇〇円」に、「一五、八〇〇円」を「一四、八〇〇円」に改め、同表五十五キロメートル以上六十キロメートル未満の項中「三三、八〇〇円」を「三一、六〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を「一五、八〇〇円」に改め、同表六十キロメートル以上六十五キロメートル未満の項中「三五、五〇〇円」を「三三、二〇〇円」に、「一七、八〇〇円」を「一六、六〇〇円」に改め、同表六十五キロメートル以上七十キロメートル未満の項中「三八、三〇〇円」を「三五、七〇〇円」に、「一九、二〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改め、同表七十キロメートル以上七十五キロメートル未満の項中「四一、〇〇〇円」を「三八、三〇〇円」に、「二〇、五〇〇円」を「一九、二〇〇円」に改め、同表七十五キロメートル以上八十キロメートル未満の項中「四三、七〇〇円」を「四〇、八〇〇円」に、「二一、九〇〇円」を「二〇、四〇〇円」に改め、同表八十キロメートル以上の項中「四六、五〇〇円」を「四三、四〇〇円」に、「二三、三〇〇円」を「二一、七〇〇円」に改める。

第三十三条の六第四項第二号中「第八号」を「第九号」に改め、同項第八号中「一日の勤務時間の一部について」を削り、「日が九十日」を「期間が三十日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　勤務時間条例第十六条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかつた期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間

第三十三条の六第七項第一号中「百分の百六十」を「百分の百七十」に、「百分の二

百」を「百分の二百十」に改め、同項第二号中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の九十五」を「百分の百」に改める。

別表第一の二アの表一級の項を次のように改める。

1　級	6,700円。ただし、１号給6,516円、２号給6,565円、３号給6,619円、４号給6,669円

別表第一の二イの表一級の項から三級の項までを次のように改める。

1　級	8,100円。ただし、１号給7,578円、２号給7,654円、３号給7,726円、４号給7,803円、５号給7,879円、６号給7,965円、７号給8,046円
2　級	8,900円。ただし、１号給8,293円、２号給8,374円、３号給8,455円、４号給8,536円、５号給8,626円、６号給8,730円、７号給8,833円
3　級	9,500円

別表第一の二ウの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1　級	9,100円。ただし、１号給7,123円、２号給7,191円、３号給7,258円、４号給7,326円、５号給7,407円、６号給7,492円、７号給7,578円、８号給7,659円、９号給7,744円、10号給7,839円、11号給7,938円、12号給8,028円、13号給8,127円、14号給8,226円、15号給8,329円、16号給8,428円、17号給8,541円、18号給8,658円、19号給8,775円、20号給8,887円、21号給9,004円、22号給9,081円
2　級	11,200円。ただし、１号給9,180円、２号給9,256円、３号給9,337円、４号給9,414円、５号給9,499円、６号給9,576円、７号給9,652円、８号給9,729円、９号給9,810円、10号給9,895円、11号給9,981円、12号給10,066円、13号給10,143円、14号給10,233円、15号給10,323円、16号給10,413円、17号給10,498円、18号給10,620円、19号給10,741円、20号給10,867円、21号給10,989円、22号給11,119円

別表第一の二カの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1　級	8,200円。ただし、１号給7,362円、２号給7,425円、３号給7,492円、４号給7,555円、５号給7,623円、６号給7,695円、７号給7,762円、８号給7,830円、９号給7,893円、10号給7,969円、11号給8,041円、12号給8,113円、13号給8,185円
2　級	9,600円。ただし、１号給8,622円、２号給8,716円、３号給8,815円、４号給8,910円、５号給9,009円、６号給9,117円、７号給9,220円、８号給9,324円、９号級9,441円、10号給9,504円、11号給9,567円

別表第二備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 ＼ 期間の区分	１　項　職　員			２ 項 職 員
	１　種	２　種	３　種	
１年未満	円 413,800	円 368,000	円 308,000	円 35,000
１年以上２年未満	413,800	368,000	308,000	33,500
２年以上３年未満	413,800	368,000	308,000	32,000
３年以上４年未満	413,800	368,000	308,000	30,500
４年以上５年未満	413,800	368,000	308,000	29,000
５年以上６年未満	413,800	368,000	308,000	27,500
６年以上７年未満	413,800	368,000	308,000	26,000
７年以上８年未満	413,800	368,000	308,000	24,500
８年以上９年未満	413,800	368,000	308,000	23,000
９年以上10年未満	413,800	368,000	308,000	21,500
10年以上11年未満	413,800	368,000	308,000	18,500
11年以上12年未満	413,800	368,000	308,000	15,500
12年以上13年未満	413,800	368,000	308,000	12,500
13年以上14年未満	413,800	368,000	308,000	9,500

14年以上15年未満	413,800	368,000	308,000	6,500	
15年以上16年未満	413,800	368,000	308,000		
16年以上17年未満	409,400	364,000	304,700		
17年以上18年未満	405,000	360,000	301,400		
18年以上19年未満	400,600	356,000	298,100		
19年以上20年未満	396,200	352,000	294,800		
20年以上21年未満	391,800	348,000	291,500		
21年以上22年未満	372,400	331,100	277,700		
22年以上23年未満	352,600	313,900	263,700		
23年以上24年未満	333,300	297,200	250,200		
24年以上25年未満	313,900	280,300	236,300		
25年以上26年未満	294,400	263,400	222,600		
26年以上27年未満	271,700	242,600	205,000		
27年以上28年未満	249,500	222,200	187,900		
28年以上29年未満	227,100	201,800	170,600		
29年以上30年未満	204,300	181,000	153,000		
30年以上31年未満	179,500	159,100	135,000		
31年以上32年未満	154,600	137,200	116,700		
32年以上33年未満	130,000	115,500	98,800		
33年以上34年未満	91,900	83,600	72,800		
34年以上35年未満	56,600	53,800	48,500		

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十三条の六第四項の改正規定は平成二十九年一月一日から、第十四条の次に一条を加える改正規定、第十五条の次に一条を加える改正規定及び第二十一条の五の改正規定は同年四月一日から施行する。

2　この規則（別表第一の二の改正規定及び別表第三の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成二十八年四月一日から、この規則（第三十三条の六第七項の改正規定に限る。）による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は同年十二月一日からそれぞれ適用する。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

3　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年福島県条例第八十五号。以下「改正条例」という。）附則第五項第三号の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例（昭和二十六年福島県条例第九号。以下「条例」という。）第八条第三項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一　公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級以上であるもの

二　医療職給料表㈠の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの

（改正条例附則第五項の規定が適用される間の読替え）

4　平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第十四条及び第十八条の四第二号中「条例第九条第一項」とあるのは、「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年福島県条例第八十五号）附則第五項の規定により読み替えられた条例第九条第一項」とする。

（平成二十八年十二月期に支給する勤勉手当に関する特例）

5　条例第十七条の四第一項の規定に基づいて職員が平成二十八年十二月に支給されることとなる勤勉手当に関するこの規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則第三十三条の六第七項第一号の規定の適用については、同号中「百分の百七十」とあるのは「百分の百八十」と、「百分の二百十」とあるのは「百分の二百二十」とし、同項第二号の規定の適用については、「百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百」とあるのは「百分の百五」とする。

（採用給与課）

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県人事委員会
委員長　今　野　順　夫

福島県人事委員会規則第四十三号

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二アの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1　級	9,100円。ただし、1号給7,123円、2号給7,191円、3号給7,258円、4号給7,326円、5号給7,407円、6号給7,492円、7号給7,578円、8号給7,659円、9号給7,744円、10号給7,839円、11号給7,938円、12号給8,028円、13号給8,127円、14号給8,226円、15号給8,329円、16号給8,428円、17号給8,541円、18号給8,658円、19号給8,775円、20号給8,887円、21号給9,004円、22号給9,081円
2　級	11,200円。ただし、1号給9,180円、2号給9,256円、3号給9,337円、4号給9,414円、5号給9,499円、6号給9,576円、7号給9,652円、8号給9,729円、9号給9,810円、10号給9,895円、11号給9,981円、12号給10,066円、13号給10,143円、14号給10,233円、15号給10,323円、16号給10,413円、17号給10,498円、18号給10,620円、19号給10,741円、20号給10,867円、21号給10,989円、22号給11,119円

別表第一の二イの表一級の項及び二級の項を次のように改める。

1　級	8,500円。ただし、1号給7,123円、2号給7,191円、3号給7,258円、4号給7,326円、5号給7,407円、6号給7,492円、7号給7,578円、8号給7,659円、9号給7,744円、10号給7,839円、11号給7,938円、12号給8,028円、13号給8,127円、14号給8,226円、15号給8,329円、16号給8,428円
2　級	11,000円。ただし、1号給7,870円、2号給7,965円、3号給8,059円、4号給8,158円、5号給8,262円、6号給8,361円、7号給8,460円、8号給8,559円、9号給8,667円、10号給8,793円、11号給8,914円、12号給9,040円、13号給9,180円、14号給9,256円、15号給9,337円、16号給9,414円、17号給9,499円、18号給9,576円、19号給9,652円、20号給9,729円、21号給9,810円、22号給9,895円、23号給9,981円、24号給10,066円、25号給10,143円、26号給10,233円、27号給10,323円、28号給10,413円、29号給10,498円、30号給10,620円、31号給10,741円、32号給10,867円、33号給10,989円

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（採用給与課）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県人事委員会
委員長　今　野　順　夫

福島県人事委員会規則第四十四号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第十七1の部五の項学歴免許等の資格の該当者の欄(2)中「独立行政法人水産大学校（」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（旧独立行政法人水産大学校及び」に改め、同部六の項学歴免許等の資格の該当者の欄(5)中「独立行政法人大学評価・学位授与機構（」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、」に改め、同欄(9)中「独立行政法人水産大学校」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校」に改め、同欄(17)中「若しくは職業能力開発総合大学校」を削り、「長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程、旧職業訓練大学校の長期課程、長期指導員訓練課程及び長期訓練課程並びに旧中央職業訓練所の長期訓練課程」を「特定応用課程（旧応用課程（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）を含む。）若しくは旧長期課程（旧職業能力開発大学校の長期課程並びに旧職業訓練大学校の長期課程及び長期指導員訓練課程」に改め、同表4の部学歴免許等の資格の該当者の欄(1)中「中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第十九備考6中「又は」を「若しくは」に改め、「関する課程」の下に「又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限四年のものに限る。）」を加え、同表備考9の第二号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構（」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、」に改め、同表備考9の第三号及び第四号中「独立行政法人大学評価・学位授与機構」を「独立行政法人大学改革支援・学位授与機構」に改める。

別表第二十八の一の表2級の欄中「38 39 40 41 41 42 42 43 43 44 44」を「45 37 38 38 39 39 40 40 41 42 42 43」に改め、別表第二十八の三の表3級の欄中「38 38 38 39 39 39 40 40 40 40 41 41」を「－ － － － － － － － － － － －」

41 41 41 42 42 42 42 42 43 43 43 43」を「37 38 38 38 38
39 39 39 39 39 40 40 40 40 40 41 41 41 41 41 42 42 42 42 42
」に改め、別表第二十八の七の表２級の欄中「82 82 82 82 83 83 83 83
84 84 84 84 85 85 85 85 86 86 86 87 87 87 87 88」を「81
82 82 82 82 82 83 83 83 83 84 84 84 84 85 85 85 86
86 86 87 87 87」に改める。

別表第二十九の一の表１級の欄中「81 82 83 84 86 88 90 92」を「82
84 86 88 90 92 93 93」に改め、別表第二十九の二の表１級の欄中「9
9 9」を「9 10 10」に改め、別表第二十九の四の表２級の欄中「95 98
101 106 111 116」を「96 100 105 110 115 120」に改め、別表第二十九の七の表１級の欄中「108 112 116 120 124 128 132」を「109 114 119 124 127 130 133
」に改める。

別表第三十中「7　大学等課程の履修に係る自己啓発等休業（職員としての職務に特に有用であると認められる場合に限る。）又は国際貢献活動に係る自己啓発等休業（以下「特定自己啓発等休業」という。）をした場合」を「7　大学等課程の履修に係る自己啓発等休業（職員としての職務に特に有用であると認められる場合に限る。）又は国際貢献活動に係る自己啓発等休業（以下「特定自己啓発等休業」という。）をした場合
8　勤務時間条例第十六条の規定により介護休暇を与えられた場合」に、「1
合
2
3

勤務時間条例第十六条の規定により介護休暇を与えられた場合
特定自己啓発等休業以外の自己啓発等休業をした場合
配偶者同行休業をした場合」を「1　特定自己啓
2　配偶者同行
発等休業以外の自己啓発等休業をした場合
休業をした場合」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第三十の改正規定は、平成二十九年一月一日から施行する。

2　この規則（別表第二十八の改正規定及び別表第二十九の改正規定に限る。）による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

3　平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による号給が改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

4　この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給

の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

5　改正後の規則別表第三十の規定は、この規則の施行の日以後の介護休暇の期間について適用し、同日前の介護休暇の期間については、なお従前の例による。

（採用給与課）

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年十二月二十六日

福島県人事委員会
委員長　今　野　順　夫

福島県人事委員会規則第四十五号

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「小学校、中学校教育職給料表級別資格基準表」を「小学校・中学校教育職給料表級別資格基準表」に改める。

第五条中「名称の」を「名称に」に改め、同条第二号中「小学校、中学校教育職給料表初任給基準表」を「小学校・中学校教育職給料表初任給基準表」に改める。

別表第二中「小学校・中学校給料表等級別職務表」を「小学校・中学校教育職給料表等級別職務表」に改める。

別表第四中「小学校、中学校教育職給料表級別資格基準表」を「小学校・中学校教育職給料表級別資格基準表」に改める。

別表第七の二の表2級の欄中「54 55 56 57 57 58 58 59 59 60」を「53 54 54 55 55 56 56 57 58 59」に、「65 66」を「65 65」に、「66 67 67」を「66 66 66」に、「67 68 68 68」を「67 67 67 67」に、「69 69 69 70 70 70 71 71」を「68 68 68 68 69 69 70 70」に改める。

別表第八の二の表1級の欄中「73 74 75 76 78 80 82」を「74 76 78 80 81 82 83」に、「101 106 111 116 119 122」を「102 108 114 120 122 124」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則（別表第七の改正規定及び別表第八の改正規定に限る。）による改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成二十八年四月一日から適用する。

（経過措置）

2　平成二十八年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3　この規則の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

（採用給与課）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
再生紙を使用しています。　【定価　1箇月 3,500円】
発行者　福島県
印刷所　株式会社　第一印刷